

共同実施事業により組織委員会が取得した財産の処分について

1 基本的な考え方

標記事業において取得した財産は、東京 2020 大会の実施により、事業の目的を果たすこととなる財産である。東京 2020 大会では、多くの競技会場等で既存施設を活用しているため、組織委員会は、大会終了後、速やかに撤収し明け渡す必要がある。また、経費が最小限のものとなるよう抑制・削減に取り組むためにも、競技会場等の速やかな明け渡し、財産の維持管理に係る費用の縮減などに努めることが求められている。

このため、組織委員会は、当該財産について、東京 2020 大会においては集中的かつ一時的に取得する必要がある一方で、東京 2020 大会開催時に求められる役割を果たすことを踏まえ、東京 2020 大会の終了後において、適切かつ速やかに処分を進める必要がある。

2 財産処分の手続き

上記基本的な考え方を踏まえ、標記事業により取得した財産の処分の手続きを以下のとおり進めることとする。

- 組織委員会は、共同実施事業管理委員会各作業部会において事前に協議（東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会における共同実施事業により取得した財産の処分に係る協定書（以下「処分協定」という。）第 7 条第 1 項）を行った上で、東京都に対する財産処分の承認申請（処分協定第 8 条）前に、処分協定第 3 条から第 6 条までに係る手続きを進め、標記事業において、取得した財産の処分を適切かつ速やかに行うこと。
- 組織委員会は、東京都に対する上記の承認申請に関して、その承認決定（処分協定第 9 条）に従って適切に対応すること。
- 東京都は、東京パラリンピック競技大会開催準備事業及び新型コロナウイルス感染症対策事業で取得した財産について上記の決定を行う際、東京パラリンピック競技大会開催準備基金管理運営要領第 4（2）及び新型コロナウイルス感染症対策基金管理運営要領第 4（2）に基づいて行う、文部科学大臣への承認申請に関して、その決定に従って適切に対応すること。